

第 1 回北区子ども・子育て会議支援事業計画部会 次第

日時：令和元年7月3日（水）

午後6時30分～午後8時30分終了予定

会場：北とびあ 14 階スカイホール

1 開会

2 議事

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 子ども・子育て支援事業計画の概要 | 資料1 |
| (2) 計画の考え方、区域設定、人口推計、体系 | 資料2 |
| (3) 幼児期の教育・保育 | 資料3 |
| (4) 地域子育て支援事業について | 資料4 |
| (5) その他 | |

3 閉会

【資料】 委員名簿、事務局名簿、座席表

資料1	子ども・子育て支援事業計画の概要
資料2	計画の考え方、区域設定、人口推計、体系
資料3	幼児期の教育・保育
資料4	地域子ども・子育て支援事業について

【今後の日程】

- | | |
|-------------------------------|----------|
| 第26回子ども・子育て会議（各部会の進捗確認） | 7月31日（水） |
| 第4期子ども・子育て会議委員任期開始 8月1日から2年間 | |
| 第27回子ども・子育て会議（子子計画2020素案提示） | 10月1日（火） |
| 第28回子ども・子育て会議（子子計画2020案完成・答申） | 11月 |
| （参考）第2回次世代育成支援行動計画部会 | 9月11日（水） |

子ども・子育て支援事業計画の概要

資料1
支援事業計画部会
令和元年7月3日
子ども未来課次世代育成係

1. 子ども・子育て支援事業計画とは

- ◆子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」。
- ◆5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画であり、「見込量」と「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する事項

◆教育・保育の提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める。

〈区域設定のポイント〉

- 区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- 区域は教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本だが、実態に応じて認定区分(1～3号)ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することができる。

◆幼児期の学校教育・保育

〈見込量〉

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳)<2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳)<3号>

〈確保の内容・実施時期〉

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育所で確保

◆地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

見込量

確保の内容
・実施時期

3. 子ども・子育て支援事業計画の見込量算出フロー



計画の考え方、区域設定、人口推計、体系

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

ここでは、「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、本区における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、各事業の見込み量や確保方を定めていきます。

2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

本計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域(赤羽地区、王子地区、滝野川地区)に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

3 人口推計

人口推計

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳	17,067	17,494	17,878	18,245	18,331
6～11歳	13,849	14,142	14,464	14,867	15,288

出典：北区人口推計調査報告書(平成30年3月)

4

子ども・子育て支援事業計画の体系

		対象者
(1) 幼児期の教育・保育	① 保育園 認定こども園※(保育利用分) 地域型保育※	0-5歳
	② 幼稚園 認定こども園(教育利用分)	3-5歳

① 保育園は3区域、② 幼稚園、認定こども園は1区域

		対象者
(2) 地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	
	② 地域子育て支援拠点事業	0~2歳
	③ 妊婦健康診査	妊婦者数
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	出産後4月まで
	⑤ 養育支援訪問事業	0~18歳
	⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)	0~5歳
	⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	就学児のみ
	⑧ 一時預かり事業	未就学児のみ
	⑨ 延長保育事業	0~5歳
	⑩ 病児病後児保育事業	0~5歳
	⑪ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	小学生
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

①から⑩は1区域、⑪は3区域、⑫、⑬は区域の設定なし(見込み量を算出しないため)

※ 認定こども園: 幼稚園と保育園両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のことです。

※ 地域型保育: 原則 19 人以下の少人数単位で0~2歳のお子さんを預かる事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがあります。

幼児期の教育・保育

5 量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼児期の学校教育・保育

① 保育園 認定こども園(保育利用分) 地域型保育

■ 北区全域

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	4,399	3,384	726	4,684	3,366	729	4,761	3,469	745	4,886	3,558	747	5,032	3,503	731	
②確保方策	特定教育・ 保育施設※	4,968	3,209	718	5,181	3,292	730	5,181	3,292	730	5,181	3,292	730	5,181	3,292	730
	特定地域型 保育事業※	0	260	108	0	260	108	0	260	108	0	260	108	0	260	108
	認可外保育 施設等	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26
②-① 過不足	569	173	126	497	274	135	420	171	119	295	82	117	149	137	133	

〔量の見込み〕 利用実績から算出した入所希望率を基に算出

〔確保方策〕 人口推計及び入所希望率を基に、認可定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように確保量を設定

※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：
 幼稚園、保育園、認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第43条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

※ 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもに対して、年齢と保育の必要性の有無によって、以下のように3つの認定区分が設けられています。

- 1号認定… 保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する3～5歳
- 2号認定… 保育の必要性がある、3～5歳
- 3号認定… 保育の必要性がある、0～2歳

なお、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方の量の見込みは「(2) 幼稚園・認定こども園(教育利用分)」に入ります。

■ 赤羽地区

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,843	1,394	265	1,964	1,372	274	2,026	1,390	280	2,082	1,420	282	2,126	1,431	280	
②確保方策	特定教育・ 保育施設※	2,170	1,296	291	2,274	1,332	300	2,274	1,332	300	2,274	1,332	300	2,274	1,332	300
	特定地域型 保育事業※	0	56	24	0	56	24	0	56	24	0	56	24	0	56	24
	認可外保育 施設等	0	56	18	0	56	18	0	56	18	0	56	18	0	56	18
②-① 過不足	327	14	68	310	72	68	248	54	62	192	24	60	148	13	62	

■ 王子地区

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,455	1,087	252	1,580	1,070	242	1,603	1,115	247	1,690	1,137	244	1,770	1,082	236	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	1,655	1,099	244	1,655	1,099	244	1,655	1,099	244	1,655	1,099	244	1,655	1,099	244
	特定地域型 保育事業	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36
	認可外保育 施設等	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8
②-① 過不足	200	139	36	75	156	46	52	111	41	▲35	89	44	▲115	144	52	

■ 滝野川地区

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,101	903	209	1,140	924	213	1,132	964	218	1,114	1,001	221	1,136	990	215	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	1,143	814	183	1,252	861	186	1,252	861	186	1,252	861	186	1,252	861	186
	特定地域型 保育事業	0	109	48	0	109	48	0	109	48	0	109	48	0	109	48
	認可外保育 施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-① 過不足	42	20	22	112	46	21	120	6	16	138	▲31	13	116	▲20	19	

○3号認定子どもの保育利用率

■ 北区全域

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	4,409	4,504	4,504	4,504	4,504
0-2歳推計人口	8,780	9,157	9,410	9,574	9,412
保育利用率	50.22%	49.19%	47.86%	47.04%	47.85%

■ 赤羽地区

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	1,741	1,786	1,786	1,786	1,786
0-2歳推計人口	3,686	3,829	3,890	3,956	3,967
保育利用率	47.23%	46.64%	45.91%	45.15%	45.02%

■ 王子地区

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	1,514	1,514	1,514	1,514	1,514
0-2歳推計人口	2,676	2,883	2,985	3,011	2,880
保育利用率	56.58%	52.51%	50.72%	50.28%	52.57%

■ 滝野川地区

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	1,154	1,204	1,204	1,204	1,204
0-2歳推計人口	2,418	2,445	2,535	2,607	2,565
保育利用率	47.73%	49.24%	47.50%	46.18%	46.94%

※満3歳未満の子どもの数全体に占める保育の利用率は、子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」により、計画の必須記載事項とされています。

② 幼稚園 認定こども園(教育利用分)

(人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い
① 量の 見込み	北区の子ども	2,219	1,159	2,234	1,166	2,268	1,184	2,321	1,213	2,386	1,249
		3,378		3,400		3,452		3,534		3,635	
	他区市町村の 子ども	1,859		1,837		1,785		1,703		1,602	
② 確保 方策	北区の子ども	3,378		3,400		3,452		3,534		3,635	
	特定教育・ 保育施設	439		442		449		459		473	
	確認を受け ない幼稚園	2,939		2,958		3,003		3,075		3,162	
	他区市町村の 子ども	1,859		1,837		1,785		1,703		1,602	
	特定教育・ 保育施設	241		239		232		221		208	
	確認を受け ない幼稚園	1,617		1,598		1,553		1,482		1,394	
②-①過不足		0		0		0		0		0	

〔量の見込み〕 「北区の子ども」はニーズ調査の結果を基に算出。

「他区市町村の子ども」は各年度の募集定員数(確保方策)から、北区の子どもの量の見込み数を差し引いた数とする。

〔確保方策〕 募集定員数から算出。

「北区の子ども」は量の見込みの100%を確保する。

特定教育・保育施設と確認を受けない幼稚園の内訳は、「北区の子ども」見込み数に、募集定員総数に対する各募集定員数の割合を乗じて算出。

「他区市町村の子ども」は、募集定員数から「北区の子ども」の確保数を差し引いた後の受け入れ可能数とする。

特定教育・保育施設：区立幼稚園、確認を受けた私立幼稚園、認定こども園(教育利用分)

地域子ども・子育て支援事業について

資料4
支援事業計画部会
令和元年7月3日
子ども未来課次世代育成係

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

【事業概要】

子ども子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

具体的には次の業務を行います。

① 利用者支援

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、助言等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。

② 地域連携

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③ 本事業の実施に当たり、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

(箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	4	4	4	4	4

〔確保方策〕「特定型」:利用者支援を実施する窓口。子ども家庭支援センター1箇所
「母子保健型」:王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター3箇所で実施する子育て世代包括支援センター事業
引き続き、地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現を図ります。

② 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	286,264	298,103	306,047	311,197	306,110
確保方策	286,264	298,103	306,047	311,197	306,110
過不足 (確保方策-量の見込み)	0	0	0	0	0

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。

0-2歳の保護者について「地域子育て支援拠点事業を利用している人の利用意向回数(年間)」と「利用していないが今後利用したい人の利用意向回数(年間)」を各年の該当年児の人数に乘じ、そこから1~2歳の3号認定は保育所等に入るため、利用意向から一定数を減じた。

〔確保方策〕 量の見込みの100%を確保する。

③ 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

延べ回数（ ）内は実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	39,916 回 (3,632 人)	41,004 回 (3,731 人)	41,916 回 (3,814 人)	41,982 回 (3,820 人)	41,136 回 (3,743 人)
確 保 方 策	39,916 回 (3,632 人)	41,004 回 (3,731 人)	41,916 回 (3,814 人)	41,982 回 (3,820 人)	41,136 回 (3,743 人)
過 不 足 (確保方策-量の見込み)	0 回 (0 人)	0 回 (0 人)	0 回 (0 人)	0 回 (0 人)	0 回 (0 人)

注：上段が延べ受診回数。下段カッコ書きが実受診者数。

〔量の見込み〕 人口推計から予測した妊婦数(母子手帳交付数)に、1人あたりの平均受診回数(実績)を乗じて算出。

〔確保方策〕 量の見込みの100%を確保する。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,774	2,850	2,914	2,918	2,859
確保方策	2,774	2,850	2,914	2,918	2,859
過不足 (確保方策－量の見込み)	0	0	0	0	0

〔量の見込み〕 各年の0歳児推計数に、92.2%(里帰り出産等を考慮し、過去の実績から算出した割合)を乗じた。

〔確保方策〕 量の見込みの100%を確保する。

⑤ 養育支援訪問事業

【事業概要】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	847	866	886	907	921
確保方策	847	866	886	907	921
過不足 (確保方策-量の見込み)	0	0	0	0	0

〔量の見込み〕 対象年齢人口に対する訪問家庭数の割合実績から推計。

〔確保方策〕 量の見込みの100%を確保する。

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業概要】

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設で一時的に預かります。

	(延べ人数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	934	957	978	998	1,003
確保方策	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077
過不足 (確保方策-量の見込み)	143	120	99	79	74

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。

泊りがけで家族以外に子どもを預けなければならない際にショートステイを利用したか、子どもだけで留守番させたものに、その平均日数を乗じる。

〔確保方策〕 1日あたり利用人数を3人とし、開所日数を乗じて算出。

※1日の定員はトワイライトステイと合わせて5人まで

⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児)

【事業概要】

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,088	4,175	4,270	4,389	4,513
確保方策	4,608	4,608	4,608	4,608	4,608
過不足 (確保方策-量の見込み)	520	433	338	219	95

〔量の見込み〕 過去の利用申込数を基に利用意向率を算出し、各年の6-11歳人口推計に乗じて算出。
※ニーズ調査による見込み量が過少であったため、実績から見込み量を算出しました。

〔確保方策〕 実働サポート会員160人が月6回活動すると想定し、就学児分の利用割合を乗じて算出。

⑧ 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。

新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育(幼稚園)、一時保育(保育園)を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり(「幼稚園型」という。)や保育園等の空き定員を利用した一時預かり(「余裕活用品」という。)等、いくつかの種類があります。

<幼稚園の一時預かり>(預かり保育)

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582
確保方策	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582
過不足 (確保方策-量の見込み)	0	0	0	0	0

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。

1号認定の保護者の利用意向率に平均利用希望日数を乗じた延べ人数と、2号認定の保護者のうち特に幼稚園の希望が強い保護者の人数に平均年間就労日数を乗じた延べ人数を合計する。

〔確保方策〕 幼稚園:量の見込みの100%を確保する。

＜幼稚園以外＞（保育園の一時預かり保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター事業(就学前)、トワイライトステイ) (延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	43,247	45,406	46,855	47,795	43,867
確保方策	34,630	36,130	36,130	36,130	36,130
過不足 (確保方策－量の見込み)	▲ 8,617	▲ 9,276	▲ 10,725	▲ 11,665	▲ 7,737

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。

- ①0-2歳の保護者について、一時預かりを利用したい者の数に平均希望日数を乗じる。
- ②「ベビーシッター、その他の利用日数」を差し引く。
- ③3号認定は保育所等に入るため利用意向・利用意向日数から除く
- ④利用意向日数の上限は240日とする。

〔確保方策〕 各事業の利用可能数を今後の整備計画を踏まえて合計する。

⑨延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施します。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,597	1,637	1,673	1,707	1,716
確保方策	1,670	1,770	1,770	1,770	1,770
過不足 (確保方策-量の見込み)	73	133	97	63	54

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。
保育園を利用または希望している人で、利用希望時間が19時以降とした人数。

〔確保方策〕 各園の延長保育定員数を今後の整備計画に基づき算出

⑩ 病児病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,296	3,378	3,452	3,523	3,540
確保方策	2,080	3,120	4,420	4,420	4,420
過不足 (確保方策ー量の見込み)	▲1,216	▲258	968	897	880

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。

子どもが病気やケガの際に、病児・病後児保育を利用したことがある人数と、仕方なく子どもだけで留守番をさせた人数から、その平均利用希望日数を乗じた。

〔確保方策〕 今後の整備計画を踏まえた病児病後児保育を実施事業所数に、利用定員と実施日数を乗じて算出。

⑪ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

【事業概要】

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。

■ 北区全域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	1,082	1,118	1,173	1,191	1,207
2年生 量の見込み	893	924	967	984	997
3年生 量の見込み	724	752	788	801	811
1～3年生 量の見込み 合 計	2,699	2,794	2,928	2,976	3,015
1～3年生 確保方策	3,180	3,220	3,220	3,220	3,220
過 不 足 (確保方策－量の見込み)	481	426	292	244	205
4年生 量の見込み	374	382	393	393	396
5年生 量の見込み	120	122	126	126	128
6年生 量の見込み	37	38	39	39	39
4～6年生 量の見込み 合 計	531	542	558	558	563
4～6年生 確保方策	0 ※				

〔量の見込み〕 学童クラブの利用実績から算出した利用希望率を基に算出。

〔確保方策〕 人口推計及び学校ごとの利用希望率を基に、各年度の定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように必要な確保量を設定。

※各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、学童クラブでは1～3年生までの児童の育成を行います。4年生以上の児童の育成については、放課後子ども総合プラン一般登録(一部児童館)の特例的な利用としています。

■ 赤羽地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生量の見込み	510	518	534	528	533
2年生量の見込み	421	428	440	436	440
3年生量の見込み	342	349	359	356	358
1～3年生量の見込み 合 計	1,273	1,295	1,333	1,320	1,331
1～3年生確保量	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
過 不 足 (確保方策—量の見込み)	242	220	182	195	184
4年生量の見込み	157	159	162	161	163
5年生量の見込み	50	51	52	52	53
6年生量の見込み	16	16	16	16	16
4～6年生量の見込み 合 計	223	226	230	229	232
4～6年生確保量	0 ※				

■ 王子地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生量の見込み	298	312	331	350	350
2年生量の見込み	246	258	273	289	289
3年生量の見込み	199	210	222	235	235
1～3年生量の見込み 合 計	743	780	826	874	874
1～3年生確保量	875	875	875	875	875
過 不 足 (確保方策—量の見込み)	132	95	49	1	1
4年生量の見込み	105	110	110	107	110
5年生量の見込み	34	35	35	34	35
6年生量の見込み	10	11	11	10	11
4～6年生量の見込み 合 計	149	156	156	151	156
4～6年生確保量	0 ※				

■ 滝野川地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生量の見込み	274	288	308	313	324
2年生量の見込み	226	238	254	259	268
3年生量の見込み	183	193	207	210	218
1～3年生量の見込み 合計	683	719	769	782	810
1～3年生確保量	790	830	830	830	830
過不足 (確保方策量の見込み)	107	111	61	48	20
4年生量の見込み	112	113	121	125	123
5年生量の見込み	36	36	39	40	40
6年生量の見込み	11	11	12	13	12
4～6年生量の見込み 合計	159	160	172	178	175
4～6年生確保量	0 ※				

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

給付対象者を適切に把握し、必要な給付をおこなっていきます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

事業内容は以下の2つです。

①新規参入施設等への巡回支援

保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助します。